定額小為替はおつりのないようにお願いします

地方自治法施行令第 156 条で、証券による納付を受ける場合は「納付金額を超えないものに限る」と規定されていますので、施行令の趣旨をご理解いただき、規定額分の定額小為替を送付くださいますようお願いします。

手数料の金額が明らかな場合に超過された定額小為替をお送りいただいた場合等については、改めて規定額分の定額小為替の再送をお願いすることがありますので予めご了承ください。その場合、交付までにお時間がかかることになります。

(完納証明書、課税(所得)証明書、住宅用家屋証明書等)

【定額小為替の送付方法の例】

- ・所持している資産の数が不明で、評価証明書が何通になるか不明確な時 方法 1) 200 円と 300 円の定額小為替を多めに送付してください。超過分に ついては、証明書交付時にお返しします。
- 方法 2) 定額小為替以外の申請書、本人確認書類、返信用封筒等を先にご送付いただきます。申請書等書類到着後、当市より証明書の通数及び手数料を連絡しますので、手数料相当分の定額小為替を送付してください。(定額小為替到着後に発送しますので日数がかかります)

【おつりが生じた場合の返還方法】

なお、おつりが生じ差額をお返しする場合は、下記のいずれかの方法により 返還することになりますので、ご了承願います。

方法 1) 定額小為替で返還

方法 2) 定額小為替及び切手で返還

方法 3) 切手で返還

お問い合わせ先

潮来市役所 税務課 税務 G

Tel: 0299-63-1111(代) Fax: 0299-63-3636